

北山いちばん星児童合唱団規約

第1条 名称

当合唱団（以下当団という）は北山いちばん星児童合唱団と称する。

第2条 事務局

当団の事務局は京都市左京区松ヶ崎三反長町 1-11 立松方 市民活動団体「音楽のおもちゃ箱」に置く。

第3条 目的

当団は、合唱音楽の研鑽を深める為の事業への参加、チャリティコンサート及び高齢者施設慰問訪問、また、京都の伝統的なわらべ歌や邦楽の伝承の為の研修、音楽理論の勉強などを行う。

第4条 団員

1. (構成)

当団は児童合唱団として、幼児（5歳）から小学6年までの児童で構成。

2. (入団・卒団)

(1) 当団への入団を希望する者は、皆と協調して歌える児童であれば（障がい者を含む）誰でも入団出来る。

(2) 小学校卒業と共に卒団となるが、希望により継続可能。その場合、小さな子の育成のための援助をする事を条件とする。

3. (団員の義務)

(1) 団員は定められた練習に出来る限り出席し、音楽のおもちゃ箱主催コンサートや合唱団の企画等に参加する。

(2) 前号の出演希望者が、練習回数が著しく不足している場合は、指揮者と主催者（ピアニスト及び事務局）において相談の上参加可否を決める。

(3) 団員は、第8条第2項に定める団費を毎月納入しなければならない。

(4) 団員は、その他当団が団員の義務として定めた事項に従うものとする。

4. (休団)

(1) 団員が止むを得ない事情により長期にわたり欠席する場合は、3箇月以上1年を限度として休団扱いとする。

(2) 休団しようとする団員は、前月末までに休団期間を事務局に伝達するものとする。

(1) 休団者の休団期間内の団費は、不要ですが、休団伝達が当月に入った場合は当月の会費は支払う。

★以下の退団の項参照

5. (退団)

(1) 退団しようとする団員は、前月末までにその

旨を事務局に伝達するものとする。

(2) 前項に定める休団期間が1年を超過しなお継続して欠席するものは、退団したものとみなす

6. (再入団)

一旦退団した者が再入団しようとする場合は、第8条第2項の手続きを経るものとする。

第5条 指導者

1. (構成) 当団に次の指導者を置く。

(1) 指揮者

(2) 必要に応じ、ボイストレーナー

(3) ピアニスト（代表者が兼ねる場合有り）

(4) 音楽理論指導者（〃）

2. (任期)

指導者の任期は特に定めません。

3. (選出)

指導者は「音楽のおもちゃ箱」代表者が児童合唱団の指導者としての適任者をお願いする。

4. (相談会)

(1) 必要に応じ指導者で行う。

(2) 適宜、父兄と共に相談会兼親睦会を行う。

(3) 相談会兼親睦会は代表者が計画する。

第6条 委員

(1) 委員は特に定めません。

(2) 前項4の相談会で、父兄と取り決めする。

(3) 諸事情により、代表者が必要と判断した場合、委員を任命出来る。

第7条 総会

総会は相談会で兼ねる。

(1) 予算および決算

(2) 事業計画

(3) その他

総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決定による。

第8条 会計

1. (運営費)

当団の運営費は、団費および、音楽のおもちゃ箱団費、寄付金等をもってこれに充当する。

2. (入会金・団費)

入会金は無料、団費は月額 1,500 円とする。

3. (会計年度) 当団の会計年度は 4月1日より3月末までとする。

4. (監査) 毎会計年度の決算は、総会兼相談会でもって出席者から承認を得る。

付則 本規約は平成28年11月1日より施行する。